

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、仕事と生活の調和が取れるよう、働きやすい雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：平成31年4月1日改正の労働基準法に基づき、年次有給休暇が10日以上付与された職員に対し、引き続き年間5日以上年次有給休暇を取得するようにする。

<対策>

- ◇令和4年 4月～年次有給休暇の取得促進の周知
- ◇令和4年10月～取得状況の確認及び更なる取得促進へ向けた取り組み
- ◇令和5年 4月～前年度の取得状況の把握及び取得促進の継続

目標2：育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除、子の看護休暇及び不妊治療に係る情報提供を行う。

<対策>

- ◇令和4年 4月～育児休業、子の看護休暇及び不妊治療などの状況把握
- ◇令和4年10月～育児休業、子の看護休暇及び不妊治療などの情報提供
- ◇令和5年 4月～前年度の状況把握及び情報提供の継続